

第7章 関連資料

1 重要文化財建造物の保存状況（部材別）

表1 部材保存状況（外観）

対象	建設当初	令和の改修工事前	現在	基準	維持の措置・非常災害の応急措置	修理時の事前届出を不要とする行為	き損届の不要な損傷	届出・協議先	改修・変更時の取り扱い		
全木造校舎共通	屋根	石綿スレート瓦葺	銅板一文字葺	銅板瓦葺	3	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)	現状と同じ仕様による修理	小規模な損傷	文化庁	A	
	軒裏	米松仕上げ		ケイカル板	3				文化庁	A	
	鼻隠し	杉板		杉板	3				文化庁	A	
	外壁	上部	漆喰塗			2	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		中央部	石綿スレート鉛板張		無石綿スレート鉛板張	3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		下部	石綿スレート小波板張		無石綿スレート小波板張	3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		基礎	豆砂利洗出し仕上げ			1				文化庁	A
	犬走り	土間コンクリート			2				文化庁	A	
	2階窓手すり	鋼製手すり	木製手すり	鋼製手すり	4				市教育委員会	B	
	外部建具	木製窓			2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A	
廊下出入口	建具なし	軽量シャッター	木製建具	4	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B		
櫓	亜鉛鋼板製	塩ビ製	ガルバリウム鋼板製	4	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)	現状と同じ仕様による修理	小規模な損傷	市教育委員会	B		
第一校舎のみ	車寄せ	上部外壁	石綿スレート小波板張		無石綿スレート小波板張	3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		2階窓手すり	鋼製手すり	木製手すり	鋼製手すり	2				文化庁	A
		階段	設置	なし	設置	2				文化庁	A
		扉	両開き扉	なし	両開き扉	3	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
		天井	漆喰塗			2				文化庁	A
		屋根	銅板葺			2	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)		小規模な損傷	文化庁	A
		台座	小砂利洗い出し仕上げ	石目調吹きつけ	小砂利洗い出し仕上げ	2				文化庁	A
	床	御影石張り	磁器質タイル	モルタル塗	3				文化庁	A	
	南東部開口	開口	両開き扉(出入口)及び廊下引き違い窓		両開き扉(出入口)及び階段	3	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
		開口上部庇	石綿スレート葺葺	なし	無石綿スレート葺葺	2		現状と同じ仕様による修理		文化庁	A
廊下出入口	木製建具	軽量シャッター	木製建具	4	小規模な損傷の修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B		
付属便所	屋根	石綿スレート葺葺	セメント瓦葺	無石綿スレート葺葺	2	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)	現状と同じ仕様による修理	小規模な損傷	文化庁	A	
	外壁	上部	漆喰塗	EP塗装		3	小規模な損傷の修繕		小規模な損傷	文化庁	A
		下部	ラスモルタル塗り	アクリル系吹付タイル		3				文化庁	A
		基礎	豆砂利洗出し仕上げ			2				文化庁	A
	外部建具	木製建具	アルミ製建具		4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕		小規模な損傷	市教育委員会	B	
渡り廊下	屋根	石綿スレート葺葺	セメント瓦葺	無石綿スレート葺葺	2	雨漏り対策の修理(損傷の拡大防止)	現状と同じ仕様による修理	小規模な損傷	文化庁	A	
	柱	木製柱			2	害虫対策(薬剤による防蟻処理)			市教育委員会	B	
	床	土間コンクリート	タイル	ウッドデッキ	4	破損した床材に一部補強材料を加えて行う補修		小規模な損傷	市教育委員会	B	
	新規設備				指定外				市教育委員会	B	

凡例（修理・変更時の取り扱い）

A：重要文化財の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為

B：保存に影響を及ぼす行為であっても影響が軽微な行為

※新規間仕切り壁、新規建具、新規設備は指定外

※規模等の詳細については第6章1に記載

第7章 関連資料

表2 部材保存状況(内観1)

対象	施設当初	令和の改修工事前	現在	基準	維持の措置・非常災害の応急措置	修理前の事前調査を不要とする行為	き損届の不要な損傷	届出・協議先	改修・変更時の取り扱い	
普通教室、及び主要室	天井	竿縁天井(天井板はラワン板素地)	竿縁天井+化粧目隠し	1				文化庁	A	
	壁上部	廊下・外部側	漆喰塗	2	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
		間仕切り側		3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	厩壁部	米松 堅羽目板張		2	小規模な損傷の修繕	破損した厩板の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	建具	廊下側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
			引き違い戸		4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B
	外部側	木製窓	木製窓+木製内窓	2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A	
	柱	木製柱		1	害虫対策(薬剤による防蟻処理)			文化庁	A	
	造作材	米松		2				文化庁	A	
	床	カポールフローリング張	フナフローリング張	ナラフローリング張	3	破損した床材に一部補填材料を加えて行う補修	小規模な損傷	文化庁	A	
家具・黒板・新規設備				指定外			市教育委員会	B		
WC	天井	なし	ケイカル板 EP塗装	4				市教育委員会	B	
	壁	なし	メラミン化粧板	4	小規模な損傷の修繕		小規模な損傷	市教育委員会	B	
	建具	廊下側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
			引き違い戸		4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B
	外部側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A	
	床	カポールフローリング張	フナフローリング張	塩ビシート	4			市教育委員会	B	
家具・新規間仕切り・新規設備				指定外			市教育委員会	B		
下居室(第一校舎)	天井	米松板張り	VP塗装	EP塗装	4			市教育委員会	B	
	壁上部	モルタル	VP塗装	EP塗装	4	小規模な損傷の修繕	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	厩壁部	モルタル	半磁器質タイル	EP塗装	4	小規模な損傷の修繕	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	建具	外部側	木製建具	アルミ製建具	4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B
	床	人造石	丸モザイクタイル	磁器質タイル	4	破損した床材に一部補填材料を加えて行う補修	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	家具・新規間仕切り・新規設備				指定外			市教育委員会	B	
付属便所	天井	米松板張り	VP塗装	EP塗装	4			市教育委員会	B	
	壁上部	モルタル	VP塗装	メラミン化粧板	4	小規模な損傷の修繕	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	厩壁部	モルタル	半磁器質タイル		4	小規模な損傷の修繕	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	建具	外部側	木製建具	アルミ製建具	4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	床	人造石	丸モザイクタイル	塩ビシート	4	破損した床材に一部補填材料を加えて行う補修	小規模な損傷	市教育委員会	B	
	家具・新規間仕切り・新規設備				指定外			市教育委員会	B	

凡例(修理・変更時の取り扱い)

A: 重要文化財の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為

B: 保存に影響を及ぼす行為であっても影響が軽微な行為

※新規間仕切り壁、新規建具、新規設備は指定外

※規模等の詳細については第6章1に記載

表3 部材保存状況(内観2)

対象	建設当初	令和の改修工事前	現在	基準	維持の措置・非常災害の応急措置	修理前の事前届出を不要とする行為	き損届の不要な損傷	届出・協議先	改修・変更時の取り扱い	
職員・校長・応接室	天井	格縁天井(天井板はラワン板素地)		1				文化庁	A	
	壁上部	廊下側	漆喰塗		2	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		間仕切り側			3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
	腰壁	米松 豎羽目板張		2	小規模な損傷の修繕	破損した腰壁の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	建具	廊下側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
			引き違い戸		4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B
		外部側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
		内部建具	開き戸		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
	柱	木製柱		1	害虫対策(薬剤による防蟻処理)			文化庁	A	
	造作材	米松		2				文化庁	A	
	床	校長・応接室	ブナフローリング張		2	破損した床材の一部補填材料を加えて行う補修		小規模な損傷	文化庁	A
		職員室	カポールフローリング張	ブナフローリング張	ナラ フローリング張	3	破損した床材の一部補填材料を加えて行う補修		文化庁	A
	家具・黒板・新規設備				指定外				市教育委員会	B
特別教室、その他	天井	竿縁天井(天井板はラワン板素地)		1				文化庁	A	
		竿縁天井(天井板はラワン板素地)	岩綿吸音板		4				市教育委員会	B
			化粧石膏ボード		4				市教育委員会	B
			シナベニヤ		4				市教育委員会	B
	壁上部	廊下側	漆喰塗		2	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
		間仕切り側			3	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A
	腰壁	米松 豎羽目板張		2	小規模な損傷の修繕	破損した腰壁の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	建具	廊下側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
			引き違い戸		4	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	市教育委員会	B
		外部側	木製窓		2	維持修理・建具調整・ガラスの小規模な修繕	破損した建具の修繕、ガラス・錠・引手の交換	小規模な損傷	文化庁	A
	柱	木製柱		1	害虫対策(薬剤による防蟻処理)			文化庁	A	
	造作材	米松		2				文化庁	A	
	床	カポールフローリング張	ブナフローリング張	ナラ フローリング張	3	破損した床材の一部補填材料を加えて行う補修		小規模な損傷	文化庁	A
コルクタイル張り				4	破損した床材の一部補填材料を加えて行う補修		小規模な損傷	市教育委員会	B	
家具・黒板・新規間仕切り・設備					指定外			市教育委員会	B	
廊下	天井	竿縁天井(天井板はラワン板素地)	竿縁天井(天井板は杉・米稻)	1				文化庁	A	
	壁上部	漆喰塗		2	小規模な損傷の修繕	亀裂・剥落・破損の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	腰壁	米松 豎羽目板張		2	小規模な損傷の修繕	破損した腰壁の修繕	小規模な損傷	文化庁	A	
	柱	木製柱		1	害虫対策(薬剤による防蟻処理)			文化庁	A	
	造作材	米松		2				文化庁	A	
	床	カポールフローリング張	ブナフローリング張	ナラ フローリング張	3	破損した床材の一部補填材料を加えて行う補修		小規模な損傷	文化庁	A
	新規設備				指定外			市教育委員会	B	

凡例(修理・変更時の取り扱い)

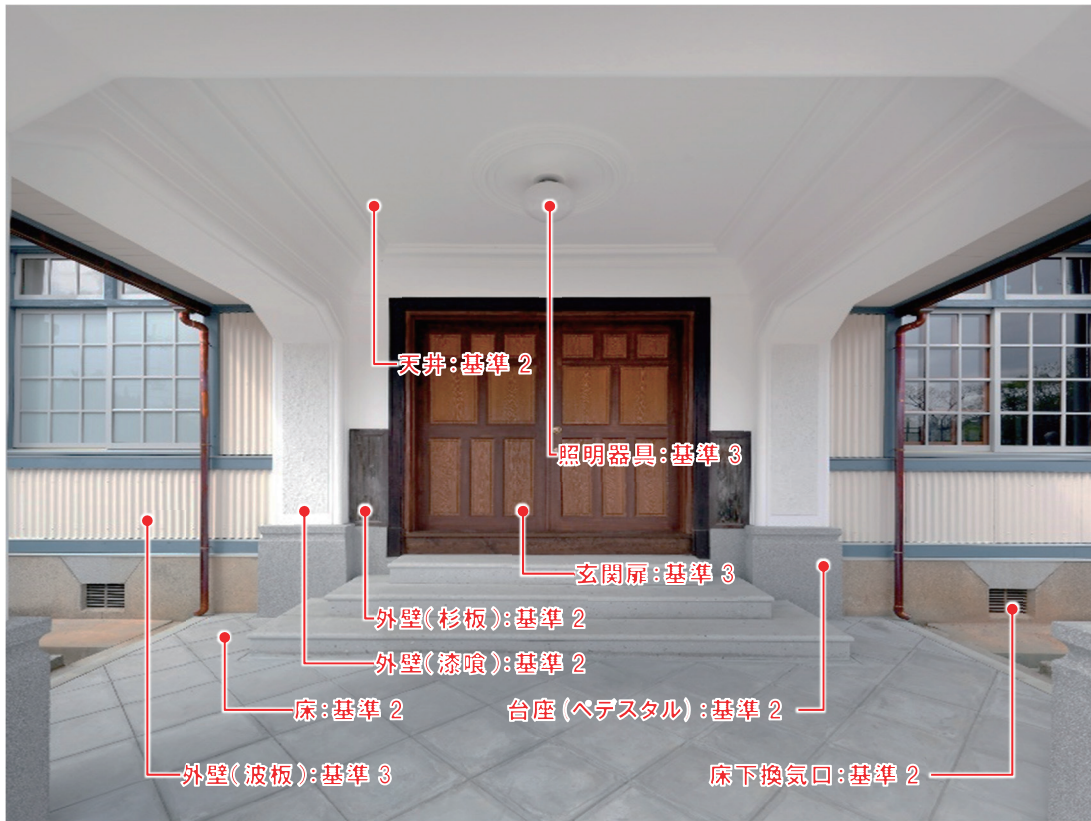
A: 重要文化財の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為

B: 保存に影響を及ぼす行為であっても影響が軽微な行為

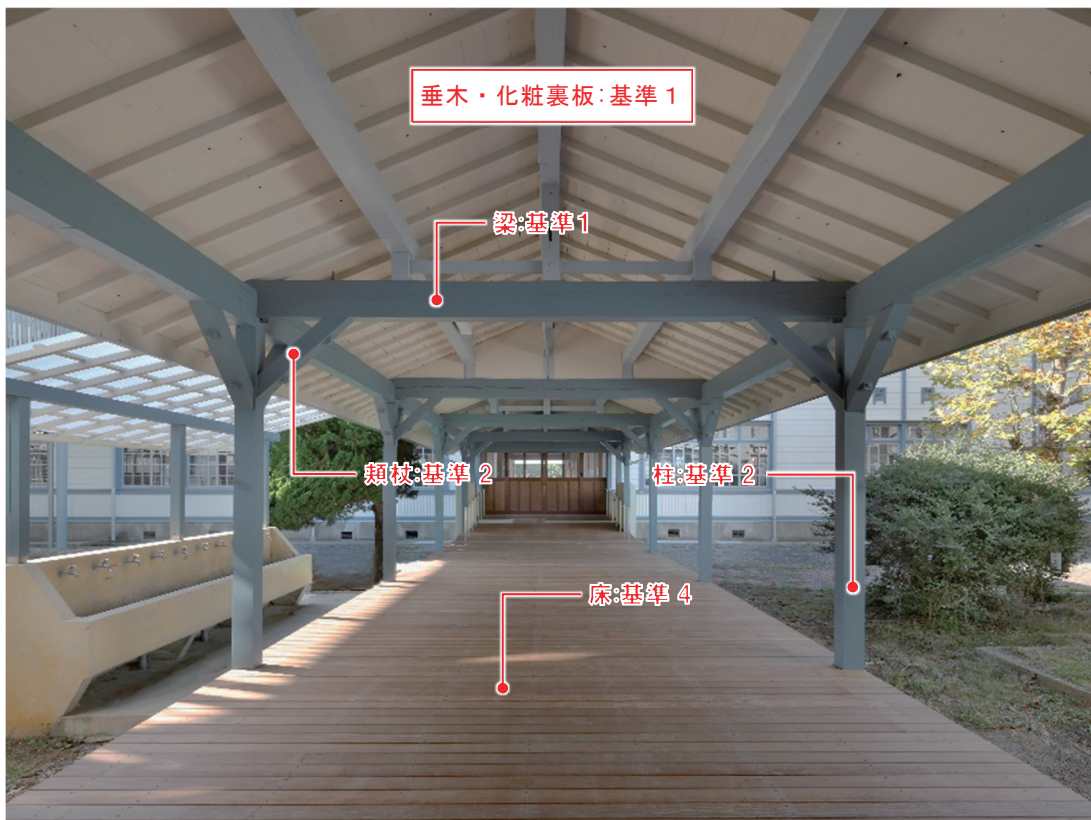
※新規間仕切り壁、新規建具、新規設備は指定外

※規模等の詳細については第6章1に記載

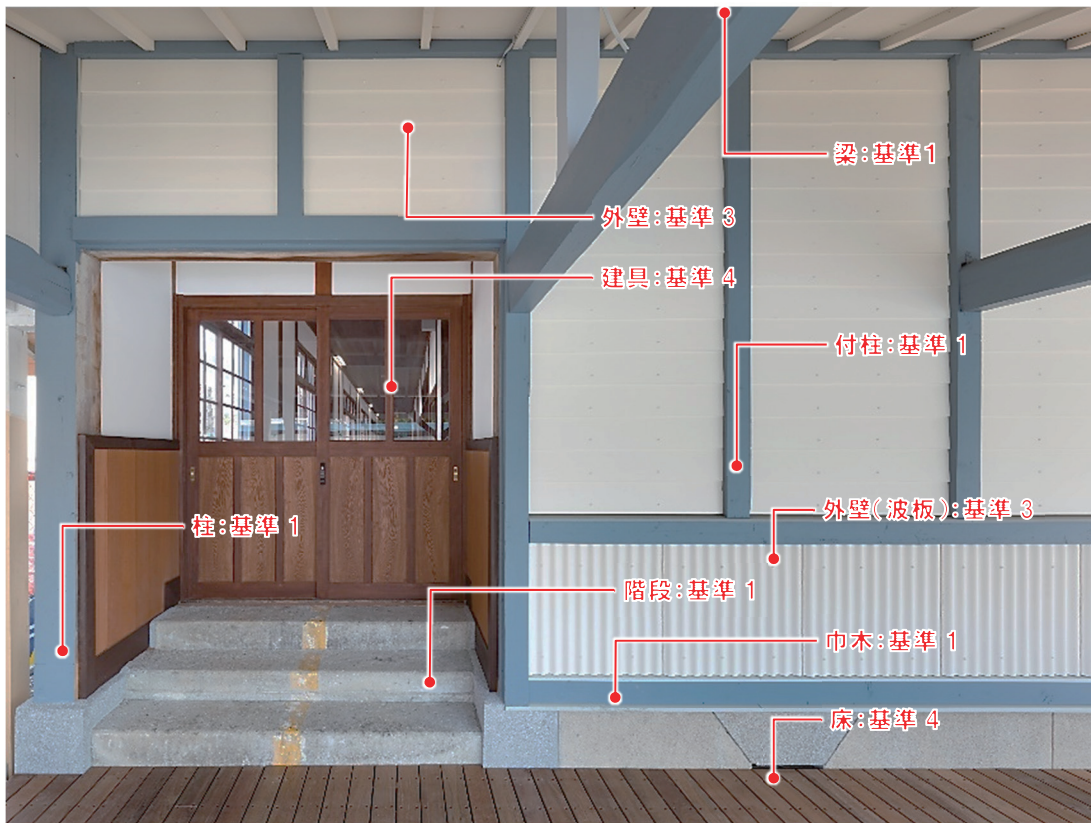
2 重要文化財建造物の保存状況（外観・写真）



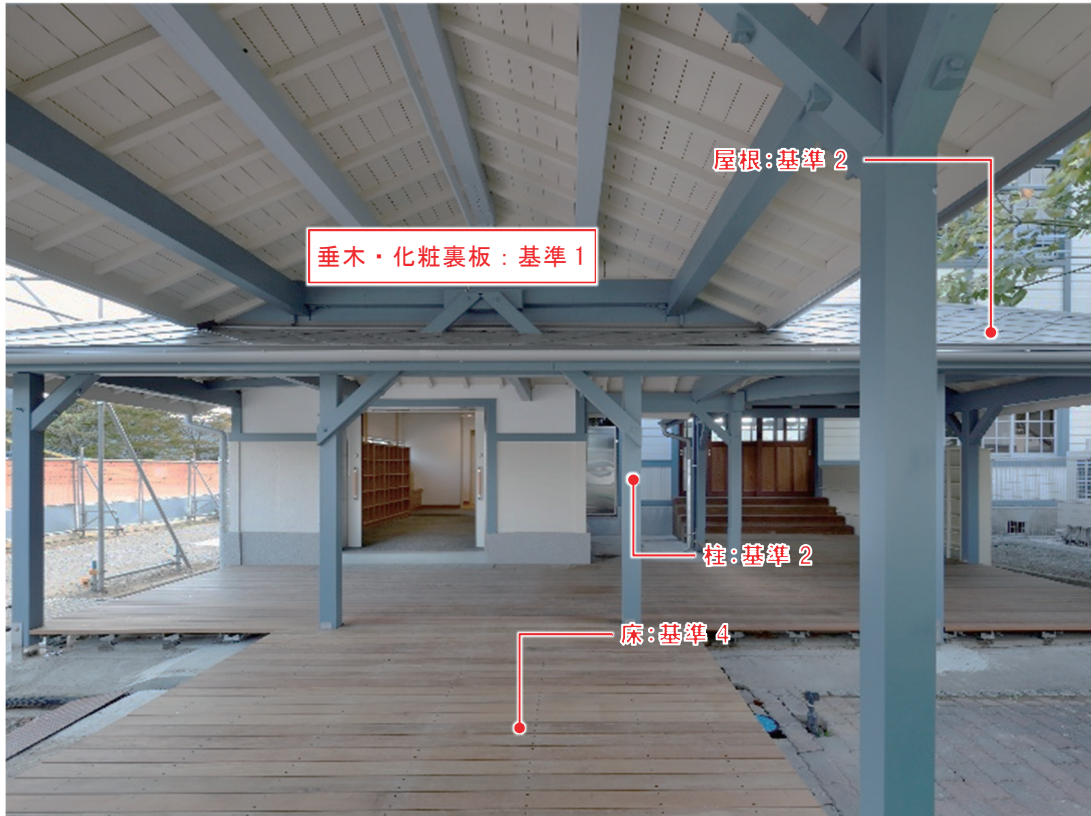
(1) 第一校舎車寄せ



(2) 中央渡廊下



(3) 西渡廊下



(4) 東渡廊下



(5) 西渡廊下